

○小林委員長 はい。それでは、日程１、陳情審査に入ります。

企画総務委員会に新たに送付７－９、路上喫煙の取り締まり強化を求める陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。

陳情書の朗読はいかがしますか。省略でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供がありましたら、お願いいたします。

○尾上安全生活課長 路上喫煙の取り締まり強化を求める陳情について、ご説明いたします。

まず、１、「午前７時から午後１０時まで、路上喫煙に対する過料の取り締まりを実施すること」についてですが、現在、路上喫煙者に対する取締りは、区の職員である生活環境改善指導員が午前７時３０分頃から８時頃まで区内を巡回し、路上での喫煙行為を発見した際は、過料を徴収しておりますが、日没後の暗くなった時間帯では、喫煙状況を発見する等の視認性の問題が生じるため、指導、警告にとどめている状況です。しかしながら、夜間帯における喫煙者が減らない現状でもありますので、今後は、夜間帯の取締り体制を検討し、他の自治体の取締り状況も検証しながら、夜間帯の路上喫煙の取締りに努めてまいります。

２の「公道から７メートル以内の私有地における喫煙についても、喫煙者が当該私有地との関係性を証明できない場合は、路上喫煙として過料の適用対象とすること」についてですが、現在、千代田区の生活環境条例において、路上禁煙地区は、道路上及び区長が特に定めると認める公共の場所と定めており、私有地や私道においての過料適用は行っておりません。また、私有地における喫煙行為の取締りは、当該不動産の所有者の財産権や施設管理権を侵害するおそれもあり、過料を適用させることは難しいと思われます。しかしながら、駐車場等の私有地での喫煙行為が多いことは把握しておりますので、引き続き、健康増進法の所管部署と連携を図りながら、土地所有者の承諾を頂きながら、私有地における喫煙の指導に取り組んでまいります。

３、「現在２,０００円となっている過料の額を増額し、罰金も適用すること」についてですが、千代田区では、昨年１１月から、加熱式たばこも紙たばこ同様に扱い、過料２,０００円の運用を始めたばかりです。そのため、２,０００円という額を周知浸透させるという意味では、まだ過料の増額をする時期ではないと考えております。しかしながら、まちの景観を悪化し、他人に迷惑をかける路上喫煙でありますので、他の自治体の取締り状況を注視し、適切な時期に過料増額を検討したいと考えます。

以上になります。

○小林委員長 はい。情報提供いただきました。

委員の皆様から執行機関に確認したい点、事項、ございましたら、どうぞ。

○米田委員 １、２、３とありました。先ほど課長からご説明いただきました。１番については、夜も、今後検討していくということでおっしゃっていただきました。これまでも、夜も、ご指摘が区民の方からあった場合は、青パトとかそういったので対応していただいていたと思うんですけど、さらに取締りも含めて強化していくということで、確認ですけど、よろしいですか。

○尾上安全生活課長 今現在、夜間の路上喫煙に対する取締りにありましては、青パト以外、公共の場所における路上喫煙の禁止行為という委託事業もやっております。その方々にもお願いして、路上の取締りを行っているのですが、引き続き、この区の職員である生活環境指導員が8時までですので、そういったところも、今後、勤務時間をちょっと延ばして、検討していかなくちゃいけないのかなと思っております。

○米田委員 検討していく上で、しっかりやっていただきたいなと思います。

また、このことを周知することによって少し抑止にもなってくると思うんで、周知も検討していただきたいなと。延長する場合は、お願いしたいなと思います。

2番の私有地なんですけど、これ、非常に多いクレームだと思っております。私も、何件か聞いて、対応していただいております。保健所と連携しながら、注意喚起しながら、喫煙所のほうに案内していくということだと思うんですけど、やっていただいているんですけど、やっぱり、こういう陳情が来るということは、まだまだ足りていないかなと思っております。ここの2番に対しての今後の取組について、お伺いできますか。先ほども少し言っているんですけど、どのように強化していくか。

○尾上安全生活課長 これまで、健康増進法の所管部署との連携というところで、取決めが明確にされていなかったところがありましたので、そこにありましては、本年度から明確な取組、私有地にあつては、苦情があれば、その情報を関係所管部署の生活衛生課のほうに情報を提供して、情報提供を受けた生活衛生課のほうでも巡回指導員がおりますので、そういった巡回指導員を回して、指導、注意するということで、今、取組の強化を図っているところでございます。

○米田委員 今後について、ちょっと聞きたいんです。やってはいるんですけど、こういった陳情が来るということは、まだまだ周知が足りていないのと、見せる、姿を見せないのかなと思っているんですよね。さらに強化する上で、今後、どう取り組んでいくのかというのをお聞かせいただきたいんですけど、さらにですよ。

○尾上安全生活課長 まず、私有地にありましては、ちょっと所管部署が生活衛生課というところもありますので、今、先ほどご説明したとおり、生活衛生課のほうでは巡回指導員の方を行かせて巡回させております。その辺も強化していただけるように、こちらからも所管部署のほうにはお願いいたします。巡回強化というところでもお願いいたします。

○印出井地域振興部長 補足で。

今、課長のほうから、受動喫煙の観点から保健所と、ということがありました。こういったところにおける喫煙、それからのポイ捨てが火事などにもつながる可能性があるというふうに言われているところです。ですので、消防署等とも連携しながら、そういう受動喫煙、それから、条例で規制している路上喫煙、そして、火災の防止と、様々な観点から、注意を呼びかけていきたいと思います。

○米田委員 まさに、今、部長がおっしゃっていただいたとおり、ポイ捨てが原因で火事になったのではないかとこの案件もあります。そういったこともしっかり周知しながら、私有地に入つての喫煙は違法ですよと、こういうところをしっかりと見せていくというのが僕は大事だと思っているんですけど、最後、お答えいただけますか。

○尾上安全生活課長 路上喫煙、周知も含めて、関係部署としっかり連携を組みながら、取締り強化に努めてまいります。

○小林委員長 はい。入山委員。

○入山委員 夜間の取締りも強化していただけるということなんですけども、繁華街等々がメインになるかなと思うんですけども、お酒を飲まれた方との対応というのは、どのように考えていますか。

○尾上安全生活課長 やはり夜間の取締りの中で、生活環境改善指導員が注意しているのは、飲酒を行っている喫煙者に対しての指導なのですが、そこは、警察OBというところもあって、喫煙者がお酒の臭いとか、飲酒者だなというのが分かれば、その辺は、間合いというか、相手を見ながら指導し、過料等を取り締まっているところでございます。

○入山委員 お酒を飲まれている方は、かなり暴れる方もいたりもするので、また、夜が過ぎると、結構、喫煙者のポイ捨てがどうしても多く見られるので、ぜひ、夜間の強化もしていただきたいなというところと。

2番の私有地にもおけると思うんですけども、千代田区は駐車場が多いということに関して、この駐車場の会社の方とはこういった連携を取っていますでしょうか。

○尾上安全生活課長 すみません。ここも、所管部署が生活衛生課のところになるんですが、生活衛生課のほうでは、そういった私有地に対する喫煙者の苦情等があれば、まずは、管理者のところに承諾を得て、喫煙行為がないように、まず、お願いをしているところです。それで、また管理者の指導にも注意にも応じないような喫煙者があった場合は、生活衛生課の巡回指導員を配置させるという対応を取っているとお聞きしております。

○入山委員 なかなか駐車場の喫煙者が減らないということも伺っているので、ぜひ、よろしく願いいたします。

また、さらに、飲食店の前でたばこを吸っている方が結構いて、前、一度、秋葉原と一緒に回ったときにも、何人か見かけたんですけども、そこら辺の飲食店について、こういった周知というか、注意喚起というか、はされているのでしょうか。

○尾上安全生活課長 飲食店の前でも、公共の場所と路上等であれば、我々生活環境指導員のほうで過料を徴収しているところなんですけども、敷地内ということであれば、生活衛生課のほうで、同じように、たばこの灰皿を出している飲食店の管理者のほうに健康増進法に抵触する旨のお伝えをして、指導、改善をしているとお聞きしております。

○入山委員 分かりました。ありがとうございます。

最後に、3番、現在2,000円という過料についてですけども、巡回のパトロールの方と一緒に回ったことがあるんですけども、現金を持っていないというときは、コンビニに下ろしに行っていて、過料を頂くという姿をちょっと見かけたんですけども、予算の分科会のところでもお話をさせていただいたんですけども、電子決済とか、そういうことは、後々考えるという、検討ということでしょうか。

○尾上安全生活課長 現在のところ、現金でしか扱っておりませんが、電子化に向けては、所管部署と、今、検討しているところでございます。今後そういったデジタル化に向けて、できないか、しっかりと取り組んでまいります。

○小林委員長 ほかにございますか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 そうしますと、1の午前7時から10時までというのは、今、現状、7時

半から8時までやっている。けれども、朝の点については、言わなかったけど、8時を、少々、現状を見ながら、場所を見ながら、時間をもう少しやることも考えている。なおかつ、委員から質問があったけど、これをやる場合にも、ちゃんと広報して、見える化をしながらやれるということが質疑の中で明らかになっております。

2番の公道7メートルというのは、これについては、関係性を、喫煙者が私有地との関係性が証明できない場合は、路上喫煙として過料の適用対象とすることとっていても、この現状の部分については、たばこの臭い、発がん性物質は7メートル届くと言われていたとしても、これについては適用とすることは難しいということですよ、現状ね。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 そういう条例の組立てにはなっていないんですよ、これはね。難しいということ。

3番については、現在、2,000円の過料というのが増額しと言っているけど、今のところは2,000円が適当であるという現状です。値上げすることや何かは検討をまだしていないと。

○尾上安全生活課長 はい。

○小林委員長 していないということ。今……

○尾上安全生活課長 今、ちょっと加熱式を……

○小林委員長 加熱式を始めたばかりで、この2,000円については増額するということは、今のところ、考えてはいないということですというような、皆さんが確認した中で、できました。

それで、ほかに、もし質疑がございませんようでしたら、この質疑は終了させていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。じゃあ、質疑を終了します。

本陳情に対して、委員の皆様からご意見等ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 じゃあ、取扱いについては、いかがいたしましょうか。

○米田委員 先ほど委員長がまとめていただいたとおり、1番については、もう、今後、検討して対応していくと。で、周知も図っていくと。2番に関しても、先ほど委員長がまとめていただいたとおり。3番に関しても、加熱式をやっておるということで、一定程度、区としても対応していくのと、今後検討していくのと、過料に関しては、加熱式も含めたという結論が出ておりますので、今回のこの陳情に関しては、今日の議論をもって、お返しすればいいのではないのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○小林委員長 はい。今、米田委員からご意見ありましたけど、いかがいたしますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、陳情者に、本陳情につきましては、本日の議事録を本人にお返しするということで本陳情の審査は終了することとしますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、終了ということで、以上で、日程1、陳情審査は終了いたします。